

岩手県告示第 591 号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 33 条の規定に基づき、次の法人を同法第 34 条に規定する業務を行う者として指定した。

平成 19 年 8 月 3 日

岩手県知事 達 増 拓 也

法人の名称	住 所	事務所の所在地	指定年月日
社会福祉法人平成会	一関市萩荘字駒下 1 番地 19	一関市狐禅寺字石の瀬 61 番地 3	平成 19 年 7 月 24 日